

## 事業事前評価表

### 国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第一課

#### 1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア共和国（インドネシア）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：インドネシア全土
- (3) 案件名：新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款（競争力・産業近代化及び貿易促進プログラム・ローン）  
（COVID-19 Crisis Response Emergency Support Loan（Competitiveness, Industrial Modernization and Trade Acceleration Program））

L/A 調印日：2023年2月20日

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における新型コロナウイルス感染症への対応、投資・貿易環境整備の現状・課題及び本事業の位置付け

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）は新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の感染拡大により、観光業、運輸業、建設業等を中心に大きな影響を受け、2020年にはアジア通貨危機以来最低となる経済成長率（▲2.1%）を記録し、失業率の上昇（5.3%（2019年）から7.1%（2020年））、貧困率の上昇（9.4%（2019年）から10.4%（2020年））に陥った（ADB 2021）。これに伴い、2019年に高中所得国の仲間入りを果たしていたものの、2020年には一人当たり国民総所得が3,870ドルに減少し（2019年は4,050ドル）、低中所得国へと後戻りすることとなった。

インドネシア政府は、COVID-19の感染収束と並行した経済活動の再開を重視しているが、インドネシアの経済成長は主に一次製品の輸出に依存しており、過去10年平均のネットの外国直接投資（Foreign Direct Investment。以下「FDI」という。）はGDPの1.9%に留まる（OECD平均は2.3%。2019年のFDIは423兆IDR）。また、インドネシアへのFDIは資源とデジタル分野に集中しており、雇用創出への波及が限定的である。加えて、貿易障壁も課題であり、特に物流システムは分断され非効率的であり、世界銀行のLogistics Performance Indexでは46位（2018年）と東南アジア・大洋州地域の中でも低水準にとどまっており、対GDP比におけるロジスティクス費用は23.9%である（2019、ADB）。更に、インドネシアにおいて、企業総数の99.9%を占め、総労働人口の97%を雇用する中小零細企業は生産性が低く、2019年の対GDP比生産額は57%に留まる。また、FDIによる外国企業へのサプライヤーの役割も果たせていない。特に研究開発や労働者の能力開発への支出の低さが生産性向上に向けた課題である。

かかる状況に加え、失業率の上昇や貧困層の増加といったCOVID-19の影響も踏まえ、インドネシア政府はポストコロナでのグローバルサプライチェーンの見直しの受け皿として海外からの投資を呼び込み、国内での雇用を創出することを意図し、コロナ禍の最中である2020年11月に雇用創出法（通称オムニバス法）を制定し、また2021年2月には関連する細則（政令及び大統領規則）を制定した。雇用創出法では、外資投資規制の緩和、ビジネスライセンス要件の緩和、労働者の雇用規制の緩和、経済特区での活動促進、中小企業支援、

研究開発とイノベーションの促進など 11 の分野を対象に、77 の法律を改正することで、外国投資を呼び込み、雇用創出を図ることが企図されている。特に労働者の雇用規制の緩和は、国内では反対意見も聞かれるが、投資障壁の削減に資するとして日本企業等の海外投資家から歓迎されている。また、初めて経済特区での保健医療分野の活動の許認可が出されることになった他、製薬産業が投資の優先事業に含まれ、医薬品や医療機器産業が税制優遇の対象になるなど、保健医療分野の投資障壁の緩和により、保健医療産業の強化に資することが期待される。

また、インドネシア政府は、2020 年、COVID-19 感染拡大への対応のため、財政赤字を対 GDP 比 3%以内とすることを定めた財政法の規定を 2022 年までの時限的措置として緩和した上で、「国家経済回復プログラム (National Economic Recovery Program。以下「PEN」という。)」を策定し、①条件付き現金給付等による社会的弱者の保護、②COVID-19 感染拡大に対応する保健・医療体制の強化、③企業の資金繰り対策等の産業支援等からなる財政出動を行い、その規模は約 700 兆ルピア (約 5.4 兆円、対 GDP 比 5%) に上った。こうした歳出の拡大と経済活動の停滞による歳入の低下に伴い、2020 年の財政赤字は大幅に拡大 (当初予算：対 GDP 比▲1.8%→実績：同▲6.3%) したことから、我が国は、インドネシア政府による PEN 等の COVID-19 対応支出への支援を目的として、「新型コロナウイルス感染症への積極的な対応及び支出支援プログラム・ローン (以下「CARES」という。)」(500 億円、2020 年 8 月 L/A 調印。ADB との協調融資) への支援を行った。PEN は 2021 年度以降も継続されており (2021 年度は約 744 兆ルピア (約 5.9 兆円)、2022 年度は 414 兆ルピア (約 3.3 兆円))、財政赤字は当初予算ベースで 2021 年度▲5.7%、2022 年度▲4.85%となっている。承認済みの 2022 年度予算では財政赤字のファイナンスとして、868 兆ルピア (約 6.9 兆円) が必要であり、うち 28.7 兆ルピア (約 2,200 億円) をドナーからのプログラム・ローンで賄う計画としている。インドネシア政府は 2021 年 5 月に日本政府に対し、500-600 億円規模の財政支援を要請しており、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」(以下「本事業」という。) は、現在形成中の「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン (第三期)」と併せて同要請への対応の一環にも位置付けられ、2023 年の一般財政資金として用いられることが想定されている。

本事業は、こうしたインドネシアの開発課題及び資金ニーズを踏まえ、ADB の CITA<sup>1</sup>への協調融資による財政支援を通じ、ポストコロナを見据えたインドネシア政府による投資や貿易環境の改善への対応を支援するものである。CITA は 2025 年 6 月までに達成が期待される一連の政策・制度の改善を全体のプログラムとする想定であり、本事業はその第一期として位置づけられる。

(2) 新型コロナウイルス対応、投資・貿易環境整備に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対インドネシア国別開発協力方針 (2017年9月) では、重点分野「国際競争力

<sup>1</sup> ADB がリードドナーを務める「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」(全三期実施予定) を指す。ADB は、CITA の第一期 (2021 年 6 月)、第二期 (2023 年 6 月) 及び第三期 (2025 年 6 月) まで支援を行うことを予定。本事業は第一期を対象としており、第二期以降の支援については今後のインドネシア政府の要請に基づき改めて支援を検討する。

の向上に向けた支援」の中でビジネス・投資環境の整備への支援、「均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援」の中で生活の質の向上に向けた支援、さらに「アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上に向けた支援」の中で感染症問題への対応能力向上への支援を掲げている。また、我が国は、COVID-19のASEAN各国への影響を踏まえ、2020年4月14日のASEAN+3特別首脳会合において、感染症対策能力の強化、経済の強靱性の強化等の支援を表明している。

JICAの対インドネシア国別分析ペーパー（2018年6月）では、「ビジネス環境関連制度改善プログラム」において、外国直接投資や外国企業との貿易促進といった企業間のリンク強化を通じた産業競争力強化や産業人材育成などの民間セクター開発を目指し、投資環境整備や貿易促進を図るべく、それらに不可欠な地場の中小企業・裾野産業振興や産業基盤整備に関する支援を実施することとしている。加えて、「アジア地域及び国際社会の課題への対応支援プログラム」においては、新規の感染症対策の能力強化への支援を継続することとしている。さらに、金融危機等が生じた際の支出面への協力の必要性についても指摘している。加えて、本事業は世界的なCOVID-19による影響への対応を支援する観点から、「自由で開かれたインド太平洋」における平和と安定の確保に資するものである。

### （3）他の援助機関の対応

世界銀行（World Bank。以下「WB」という。）は、投資誘致や貿易政策の見直しを目的に「Investment and Trade Reforms DPL」（800百万ドル）を2021年6月に理事会承認。また、「Emergency Response to COVID19」（750百万ドル、2020年）及び「Emergency Response to COVID-19 Additional Financing」（500百万ドル、2021年）として、COVID-19の検査・対応能力の強化や公衆衛生システムの強化に対する支援を実施している。

ADBは、医療機材調達向けの3百万ドルのグラント供与を承認済であり、「Responsive COVID-19 Vaccines for Recovery Project under the Asia Pacific Vaccine Access Facility」（450百万ドル、2021年）としてワクチン調達やロジスティクスに係る資金を融資済。また、JICAも協調融資を行った「CARES」において、ドイツ復興開発金融公庫（以下「KfW」という。）（250百万ユーロ）、アジアインフラ投資銀行（以下「AIIB」という。）（750百万ドル）及びオーストラリア政府（1,500百万ドル）と協調融資を実施。さらに、本事業のリードドナーとして政策マトリクスの策定等を主導し、3期1,500百万ドル（各期500百万ドル）の融資を予定。KfW（354.25百万ドル予定）、韓国輸出入銀行（以下「KEXIM」（100百万ドル予定））も本事業へ参加予定。

## 3. 事業概要

### （1）事業概要

#### ① 事業の目的

本事業は、COVID-19の感染拡大により経済に大きな影響を受けたインドネシアにおいて、財政支援を行うことにより、ポストコロナを見据えたビジネス・投資環境の改善等による民間セクターの投資促進を図り、もって当国の経済・社会の安定及び開発努力の促進に貢献するもの。

#### ② 事業内容

本事業は、財政支援を通じ、COVID-19の影響に対する経済復興のために必要な投資及び貿易の促進に向け、インドネシア関係省庁の間で合意・設定した以下の3つの分野を柱とする政策・制度の改善及びその着実な実施を後押しするもの。オムニバス法の対象11分野の中でも特に企業活動や投資環境整備に資する分野において、プロジェクト目標への貢献度が高いと考えられる柱及びアクションを設定している。なお、第一期（2021年6月）、第二期（2023年6月）及び第三期（2025年6月）を全体の取り組み（以下「本計画」という。）としてそれぞれにおいて達成すべき政策アクションを設定しており、本事業では第一期として合計9件の政策アクションを定め、その全てが達成されたことを確認した。主なものとしては、（ア）事業許認可に係る手続きを統合したオンラインシステム（OSS-RBA）の構築、（イ）SEZとの連結、共同税関・防疫検査、海上輸送される商品のシングルサブミッションによる合理化等を含めたNSW（National Single Window）の拡充、（ウ）企業によるR&D、技能研修に対する税制優遇等が実現された。

プログラム	主な内容
（ア）投資環境改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資申請・許認可の制度改善、簡素化</li> <li>● ハイテク含む製造業の投資促進</li> <li>● 土地開発関連手続き改善</li> <li>● 新規の経済特区開発に係る手続き簡素化</li> </ul>
（イ）貿易障壁の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ロジスティクス関連手続き改善</li> <li>● NSW（National Single Window）の拡充</li> <li>● FTA 及び RCEP 署名による輸出拡大</li> </ul>
（ウ）企業の成長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● MSMEs（中小零細企業）の大規模化や近代化</li> <li>● 企業によるR&amp;D、技能研修に対する税制優遇</li> </ul>

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

最終受益者：人口約2.70億人（当国総人口）

（2）総事業費：円借款対象額30,000百万円

（3）事業実施スケジュール（協力期間）：本事業の政策アクションの達成目標は2021年6月、財政支援開始はL/A調印（2023年1月）とし、貸付実行（2023年3月予定）をもって事業完成とする。

（4）事業実施体制

1）借入人：インドネシア共和国政府（The Government of Republic of Indonesia）

2）事業実施機関：インドネシア経済調整大臣府（Coordinating Ministry for Economic Affairs。以下「CMEA」という。）。

（5）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

投資環境改善については、投資調整庁の政策形成、投資促進、投資情報提供能力の向上のため、「投資促進政策アドバイザー」（協力期間：2020年1月～2023年7月）を派遣中であり、投資関連手続きへの日本企業の要望等を政策アクションにインプットすることを通じた第二期以降のアクションでの連携が期待される。土地空間計画省の用地取得にかか

る能力の向上のため、「土地管理体制強化プロジェクト」（技協、協力期間：2018年3月～2022年10月）では、用地取得にかかる標準作業手順書や情報管理システムの整備、用地測量／図化／登記／不動産・動産鑑定確認等の技術移転を通じ、第二期以降の政策アクションの達成に貢献した。

貿易障壁の緩和に関しては、運輸省の政策策定及び実施能力、技術的能力の向上のために「港湾開発政策アドバイザー」（協力期間：2021年10月～2024年10月）を派遣中であり、加えて「パティンバン港開発事業」（円借款、第一期2017年11月L/A調印。1,189億円、第二期2022年5月L/A調印。701億9500万円）により首都圏の物流効率化のためのインフラ整備を支援中。物流改善の観点で第二期以降のアクションとの連携が想定される。

企業の成長に関しては、「自動車産業開発プロジェクト」（技協、協力期間：2022年4月～2025年4月）では、自動車産業の労働者のスキル向上に係る制度改善案を実施する予定であり、第二期以降の政策アクションへのインプットを通じた連携が期待される。また、スタートアップ支援やインパクト投資の環境整備に関する調査を踏まえた協力も検討中である。

2) 他援助機関等の援助活動：ADB、KfW、KEXIM との協調融資（パラレル方式）。

(6) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項

① 貧困対策・貧困配慮：本事業のプログラム（ウ）は、起業や既存事業の拡大等のSMEへの支援により、貧困層（COVID-19による若者を含む失業者）の労働市場への参入に貢献しうる。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由> 本事業のプログラム（ウ）企業の成長「MSMEs（中小零細企業）の大規模化や近代化」に、女性が所有する中小・零細企業への支援も含まれるため。

(9) その他特記事項：プログラム（ア）及び（イ）で実施される施策を通じて、現地に進出する本邦企業の経済活動の回復・維持に資することが期待される。また、本財政支援を通じて COVID-19 の早期収束に向けたインドネシア政府の施策の実施を後押しすることで、インドネシアの経済・社会が安定し、在留邦人の安全及び日尼間の人的往来の回復にも貢献する。

**4. 事業効果**

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値	目標値(2026年)
-----	-----	------------

	(2019 年実績値)	【第三期完成後 1 年】
FDI (trillion IDR /年)	423	800
対 GDP 比におけるロジスティクス費用 (%)	23.9	20.0
GDP に占める MSME の生産量 (%)	57	65

(注) 運用・効果指標については、協調融資先である ADB の CITA と同じ指標を用いる予定であるが、ADB は第三期までを予定しているところ、第三期終了後の 2026 年をターゲット年とする。)

(2) 定性的効果: インドネシアの経済・社会の安定、雇用の創出、貿易障壁の緩和。特に、貿易障壁の緩和については、以下のような指標を用いた効果の検討が想定される。

- ・ 貿易額 (輸出入額、貿易収支、経常収支)
- ・ 貿易構造 (各国輸出先内訳、輸入元内訳 / 各国商品別)
- ・ 貿易手続きに要する時間・費用
- ・ 貿易関連手続きに係る輸出入業者による提出書類・情報の数・量
- ・ インドネシアにおける貿易手続きに対する輸出入業者の満足度
- ・ 世銀 / IFC の貿易環境や手続きに関する調査報告やデータ
- ・ 年間貿易手続き申請者数

(3) 内部収益率: プログラム型借款案件のため内部収益率は算出しない。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

政策アクション実施の前提となる関係省庁への予算配分や人員配置が適切になされること。

(2) 外部条件

世界的に COVID-19 の感染拡大が収束に向かう対策が維持され、世界全体で急激な状況の悪化が回避されること。労働者の雇用規制の緩和が国内で受け入れられること。COVID-19 に伴う貿易の変動が一定程度に抑えられること。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア「気候変動対策プログラム・ローン」及び「災害復興・管理セクター・プログラム・ローン」の事後評価 (いずれも 2014 年) 等からは、事業終了後も見据えた政策協議の体制構築が政策改善の効果発現のために重要との教訓が得られている。上記を踏まえ、本事業では、ADB 等と連携し CMEA を中心とする政策協議及びモニタリング体制を構築することを確認している。

## 7. 評価結果

本事業は、インドネシアの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、SDGs ゴール 1 (貧困の撲滅)、3 (すべての人々の健康的な生活の確保)、5 (ジェンダー平等の達成)、及び 8 (包摂的かつ持続可能な経済成長) に貢献すると考えられることから、JICA が本事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

第三期完成1年後 事後評価

なお、本事業は、2026年に設定している目標含め、リードドナーであるADBが一貫してモニタリング及び評価を行うが、JICAもモニタリングに参画する。

以 上